

領収時の留意事項

- 1円未満の端数は切り上げます。

例1：購入費用が22,222円の場合

$$\begin{aligned} \text{被保険者負担額} &= 22,222\text{円} \times 1/10 \\ &= 2,222.2\text{円} \\ &\doteq 2,223\text{円} \text{ (1円未満の端数切り上げ)} \end{aligned}$$

- 福祉用具購入により、被保険者が支払った福祉用具購入費用の額が支給限度基準額（年間10万円）を上回る場合は、支給限度基準額内の購入費用の額に10分の1を乗じた額に、支給限度基準額を超える購入費用の額を加えた額を被保険者から受領します。

例2：被保険者が120,000円の福祉用具購入を行った場合

$$\begin{aligned} \text{(支給限度基準額内の購入費用の額)} &= 100,000\text{円} \\ \text{(支給限度基準額を超える購入費用の額)} &= 120,000\text{円} - 100,000\text{円} \\ &= 20,000\text{円} \\ \text{被保険者負担額} &= 100,000\text{円} \times 1/10 + 20,000\text{円} \\ &= 10,000\text{円} + 20,000\text{円} \\ &= 30,000\text{円} \end{aligned}$$

例3：既に年度内に50,000円分の福祉用具購入を行っている被保険者が65,000円の福祉用具購入を行った場合

支給限度基準額を超える購入費用の額は、福祉用具購入費の支給対象とはなりません。このような場合、介護保険対象額の1割分（5,000円）と支給限度基準額を超える購入費用額（15,000円）を被保険者から受け取ることになるので、領収証にはその合計金額である20,000円を記載してください。

$$\begin{aligned} \text{(支給限度基準額内の購入費用の額)} &= 100,000\text{円} - 50,000\text{円} \\ &= 50,000\text{円} \\ \text{(支給限度基準額を超える購入費用の額)} &= 65,000\text{円} - 50,000\text{円} \\ &= 15,000\text{円} \\ \text{被保険者負担額} &= 50,000\text{円} \times 1/10 + 15,000\text{円} \\ &= 5,000\text{円} + 15,000\text{円} \\ &= 20,000\text{円} \end{aligned}$$

前記例 1 による領収証の記載例

領 収 証		①領収年月日
②被保険者氏名(フルネーム)		令和〇〇年〇月〇〇日
津市 太郎 様		④領収額 (被保険者負担額)
金 額	¥ 2, 223-	③購入費用の額

但し、ステンレス製浴槽台Rあしびたミニすべり止めシートタイプ15-20 (購入金額22, 222円) の利用者負担額として、上記正に領収しました。

前記例 2 による領収証の記載例

領 収 証		令和〇〇年〇月〇〇日
津市 太郎 様		
金 額	¥ 30, 000-	

但し、家具調トイレセレクトRひじかけはね上げタイプワイド幅標準便座 (購入金額85, 000円) 及び、シャワーチェアAirワイドSPワンタッチ (購入金額35, 000円) の利用者負担額 (内訳：介護保険対象額10, 000円・対象外経費20, 000円) として、上記正に領収しました。

前記例 3 による領収証の記載例

領 収 証		令和〇〇年〇月〇〇日
津市 太郎 様		
金 額	¥ 20, 000-	

但し、家具調トイレセレクトRひじかけノーマルタイプ標準幅ソフト便座 (購入金額65, 000円) (内訳：介護保険対象額5, 000円・対象外経費15, 000円) として、上記正に領収しました。